

大竹市告示第180号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告するとともに変更届出書を縦覧に供する。

令和7年12月26日

大竹市長 入山欣郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめマート西栄
- (2) 所在地 大竹市西栄二丁目5番1号

2 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (変更前) 株式会社 イズミ
代表取締役社長 山西 泰明
広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
- (変更後) 株式会社 イズミ
代表取締役社長 町田 繁樹
広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (変更前) 株式会社 イズミ
代表取締役社長 山西 泰明
広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
- (変更後) 株式会社 イズミ
代表取締役社長 町田 繁樹
広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

3 変更年月日

- ア 令和7年4月1日
- イ 令和7年4月1日

4 変更する理由

- ア 設置者の代表者変更のため
- イ 小売業者の代表者の変更のため

5 届出年月日

令和7年12月25日

6 変更届出書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧場所

大竹市総務部産業振興課（大竹市小方一丁目11番1号）

(2) 縦覧期間

令和7年12月26日から令和8年4月26日まで。ただし、大竹市の休日を定める条例（平成元年大竹市条例第21号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(3) 縦覧のできる時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

7 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、大竹市に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

8 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年4月26日

(2) 提出先

〒739-0692

大竹市小方一丁目11番1号

大竹市総務部産業振興課

sangyo@city.otake.hiroshima.jp